

## 熊本市私道復旧補助金交付要綱

制定 平成29年10月12日市長決裁

(目的等)

第1条 この要綱は、平成28年熊本地震（これに伴う余震を含む。以下同じ。）による被災私道の復旧に要する費用を、熊本市が熊本県から平成28年熊本地震復興基金の交付を受けて補助することにより、平成28年熊本地震による被害からの早期の復興と被災者等の「痛みの最小化」を図ることを目的とする。

2 この要綱に基づく補助金（以下「私道復旧補助金」という。）の交付については、この要綱に定めるもののほか、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 私道 個人又は民間団体が所有・管理している土地を道路として使用している区域をいう。
- (2) 公道 道路法上の道路のほか、地方公共団体が管理する農道や林道、河川管理用道路、里道等のうち一般交通の用に供するものをいう。
- (3) 生活道路 主として地域住民の日常生活に利用される道路をいう。
- (4) 集落等 一定の土地に2戸以上の社会的まとまりが形成された、住民生活の基本的な地域単位をいう。
- (5) 復旧工事 私道被害に対して原形に復旧することを基本とした工事をいう。

(交付対象となる私道被害等)

第3条 私道復旧補助金の交付対象となる私道被害等は、平成28年熊本地震に起因するものとする。

(交付対象となる工事)

第4条 私道復旧補助金の交付の対象となる工事（以下「対象工事」という。）は、前条に規定する私道被害等に係る工事で、主として地域住民の日常生活に利用される生活道路で、私道を管理する自治会又は集落等が行う第2条第5号に該当する復旧工事（工事に関する調査および設計を含む。）で次に掲げる要件をすべて満たす工事とする。

- (1) 一般交通の用に供しているものであること。
- (2) 公道（道路法上の道路等）に接続するものであること。
- (3) 幅員が概ね1.8m以上であること。
- (4) 所有者の異なる住宅が連担して2戸以上建ち並んでいるものであること。
- (5) 集落等で維持管理しているものであること。

2 対象工事の施工範囲は、平成28年熊本地震により被災した私道で2戸以上の住宅が利用する部分とする。

- 3 対象工事は、私道復旧補助金の交付申請日から起算して1年以内に完了するものとする。
- 4 自治会又は集落等が対象工事の施工に要した額（消費税及び地方消費税を含む。以下「対象工事实額」という。）が50万円未満のものは、対象工事としない。

（交付額）

第5条 私道復旧補助金の交付額は、対象工事实額の4分の3を乗じて得た額とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、対象工事实額が1,000万円を超えた場合の交付額は、対象工事实額に2分の1を乗じて得た額に250万円を加えた額とする。ただし、交付額の上限は1,250万円とする。
- 3 第1項の規定により算出した私道復旧補助金の交付額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。
- 4 私道復旧補助金の交付を受けようとする自治会又は集落等（以下「申請者」という。）は、対象工事实額がより低廉となるよう努めるものとする。
- 5 対象となる私道の公簿上の地目は問わない。

（交付申請）

第6条 申請者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 私道復旧補助金交付申請書（様式第1号）
  - (2) 承諾書（様式第2号）
  - (3) 私道復旧事業及び口座振込同意書並びに代表者選任届（様式第3号）
  - (4) 私道復旧事業実施計画書（様式第4号）
  - (5) 位置図
  - (6) 写真（被災状況が確認できるもの）
  - (7) 工事内容が確認できる書類（設計図書等）
  - (8) 見積書の写し（複数）
  - (9) 登記事項証明書及び字図（公図）
  - (10) その他市長が必要と認める書類
- 2 申請者は、前項第2号に基づき、対象工事に係る地権者の同意を得るものとする。ただし、共有地の場合で共有者の一部の同意を得ることが出来ない場合は、「熊本市私道整備補助金交付申請における承諾書の取扱いに関する要綱（平成26年8月19日市長決裁）」を準用することができる。
  - 3 前項の規定にかかわらず、以下の要件をいずれも満たす場合は、この限りではない。
    - (1) 対象工事の内容が原形復旧の域を出ないこと。
    - (2) 対象工事の必要性等を示す意見書が自治会長等から提出されていること。
    - (3) 対象工事について、地権者が反対又は態度保留の意思を表示していないこと。
  - 4 申請者は、第1項第8号の見積書について複数の相手方から徴収し、原則として最も安価な見積額を対象工事实額とする。
  - 5 前項の規定にかかわらず、対象工事の内容から単価等が実勢に比して著しく割高であると考えられる場合は、本市が積算した額を対象工事实額とする。

（交付の決定）

第7条 市長は、私道復旧補助金の交付の申請があったときは、速やかにその内容について

審査を行い交付の可否を決定し、その結果を私道復旧補助金交付（不交付）決定通知書（様式第5号）により申請者に通知するものとする。

2 市長は、必要があると認めるときは、私道復旧補助金の交付決定に条件を付することができるものとする。

（工事着工）

第8条 申請者は、対象工事に着工したときは、私道復旧事業着工届（様式第6号）を市長に提出しなければならない。

（報告）

第9条 市長は、必要があると認めるときは、前2条第1項の規定により私道復旧補助金の交付決定の通知を受けた申請者（以下「私道復旧補助金交付予定者」という。）に対し、対象工事の進捗状況について報告を求めることができる。

（対象工事の内容変更等）

第10条 私道復旧補助金交付予定者は、対象工事の内容を変更し、又は対象工事を中止し、若しくは廃止しようとするときは、市長に私道復旧事業中止（計画変更）承認申請書（様式第7号）に市長が必要と認める書類を添えて提出し、その承認を受けなければならない。

2 市長は、前項の規定による承認をしたときは、私道復旧補助金変更交付（不交付）決定通知書（様式第8号）により私道復旧補助金交付予定者に通知するものとする。

（対象工事の完了）

第11条 私道復旧補助金交付予定者は、対象工事が完了したときは、速やかに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

- (1) 私道復旧事業完了届（様式第9号）
- (2) 精算報告書（様式第10号）
- (3) 請負契約書等の写し
- (4) 写真（工事工程及び竣工状況が確認できるもの）
- (5) その他市長が必要と認める書類

（現場審査及び私道復旧補助金の交付）

第12条 市長は、私道復旧事業完了届の提出があったときは、速やかに現場審査を行い、対象工事が設計図書（第10条第1項の規定により提出した書類を含む。次項及び第3項において同じ。）の内容に適合しているか否かを審査しなければならない。

2 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していると認める場合は、私道復旧補助金の交付額を決定の上、私道復旧補助金交付確定通知書（様式第11号）（以下「交付確定通知」という。）により私道復旧補助金交付予定者に通知するものとする。

3 市長は、審査の結果、対象工事が設計図書の内容に適合していないと認める場合は、私道復旧補助金交付予定者に対し設計図書の内容に適合するよう変更又は手直しの指示を行うことができる。

4 前項の指示があった場合、私道復旧補助金交付予定者は当該指示に従って変更又は手直しを行い、市長の再審査を受けなければならない。

5 第1項から第3項までの規定は、前項の規定による再審査について準用する。

6 第2項の規定による交付確定通知を受けた者（以下「私道復旧補助金交付決定者」とい

う。)が私道復旧補助金の請求をしようとするときは、交付確定通知の送付を受けた日の翌日から起算して30日以内に私道復旧補助金交付請求書(様式第12号)に対象工事実額の全額を工事施工者等に支払ったことが分かる領収書等の書類を添付して、市長に提出しなければならない。

7 市長は、前項に規定する請求書等の提出があった場合はその内容を確認し、これが適正であると認められるときは、私道復旧補助金を交付するものとする。

(私道復旧補助金交付の取消し等)

第13条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があると認めるときは、私道復旧補助金の交付の決定を取り消すことができる。

- (1) 正当な理由がなく、対象工事を著しく遅延し、又は廃止したとき
- (2) 偽りその他不正な手段により、私道復旧補助金の交付の決定を受けたとき
- (3) 第7条第2項の規定による交付の条件に違反したとき
- (4) 熊本市補助金等交付規則又はこの要綱の規定に違反したとき
- (5) その他私道復旧補助金の交付決定又は補助金交付後に対象工事でないことが判明したとき

2 市長は、私道復旧補助金の交付の決定を取り消したときは、私道復旧補助金交付決定取消通知書(様式第13号)により私道復旧補助金交付予定者又は私道復旧補助金交付決定者に通知するものとする。この場合において、私道復旧補助金が交付済であるときは、私道復旧補助金返還命令書(様式第14号)により私道復旧補助金の返還を命じるものとする。

(書類の整備等)

第14条 私道復旧補助金交付決定者は、当該私道復旧補助金及び対象工事に係る書類を整備し、私道復旧補助金の交付を受けた日の属する年度の翌年度の初日から起算して5年間これを保存しなければならない。

(賠償責任)

第15条 熊本市は、私道復旧補助金の交付に係る対象工事により申請者及び第三者に生じた損害については、賠償の責を負わない。

(維持管理)

第16条 この要綱による補助金の交付を受けて整備された私道の維持管理は、引き続き、自治会又は集落等において行うものとする。

(雑則)

第17条 この要綱に定めるもののほか、私道復旧補助金の交付に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成29年10月12日から施行し、平成28年4月14日から適用する。